

ICD-11 β draft の訳について (要点のみ)

ICD-11 β draft の依存領域の全体的翻訳は別添資料 2 をご覧ください。この資料 1 では、先生方のご意見をいただきたいポイントを 7 項目にしぼって記載しています。

1. 大項目について

ICD-11 β draft では、DSM-5 と同様に、物質と行動に分けて分類されています。その大項目についての翻訳です。

1) 物質の場合

”Disorders due to substance use” や ”Disorders due to use of alcohol” の翻訳を「物質 (または、アルコール) 使用症群」とするか、「物質 (アルコール) 使用疾患群」とするか
の二つの選択肢があります。すなわち、”disorder”を“症”と訳すか“疾患”と訳すかの選
択ですが、日本精神神経学会では“症”を推奨しています。これに従って、当 ICD-11 用語
検討委員会では、「物質 (アルコール) 使用症群」を第一候補としていますが、いかがでし
ょうか。

2) 行動の場合

同様に、嗜癖行動では、”Disorders due to addictive behaviours” は、「嗜癖行動症群」
か「嗜癖行動疾患群」の選択肢となります。上記と同様の根拠で「嗜癖行動症群」が第一候
補ということになりますが、いかがでしょうか。

3) その他の可能性

第三の可能性として、直訳に近い翻訳が考えられます。すなわち、”Disorders due to
substance use” を「物質使用による疾患群」、”Disorders due to addictive behaviours” を
「嗜癖行動による疾患群」と訳す案です。

.....

設問 1 以下から一つお選びください

- ① 物質使用症群、嗜癖行動症群
- ② 物質使用疾患群、嗜癖行動疾患群
- ③ 物質使用による疾患群、嗜癖行動による疾患群
- ④ その他の訳 (代替案: _____)

.....

2. ”Harmful pattern of use of alcohol” を「アルコールの有害な使用パターン」と訳す案
について

“Harmful use”を ICD-10 では「有害な使用」と訳してきたことから “Harmful use of alcohol”を「アルコールの有害な使用」、「Harmful pattern of use of alcohol」を「アルコールの有害な使用パターン」と訳すことを考えています。もちろん、物質によって、アルコールの代わりに大麻、精神刺激薬、オピオイド、揮発性吸入剤などの名称が入ります。

.....

設問 2 「アルコールの有害な使用」、「アルコールの有害な使用パターン」と訳すことについて、以下から一つお選びください

- ① 認める
- ② 認めない (代替案: _____)

.....

3. 「精神症」、「うつ症」、「双極症」について

これは、なかなか嫌といえないところだと思いますが、日本統合失調症学会では “psychotic disorder” を「精神症」、「delusional disorder」を「妄想症」、日本うつ病学会では、“mood disorder”を「気分症」、「bipolar disorder」を「双極症(すなわち、双極 I 型症、双極 II 型症など)」、「depressive disorder」を「抑うつ症」と訳すことを提案してきています。当学会でも、物質誘発性精神疾患で関係してきますので、この点のご確認、ご了承いただければと思います。

.....

設問 3 上記邦語訳を

- ① 認める
- ② 認めない (代替案: _____)

.....

4. “MDMA or related drugs, including MDA” について (重要)

ICD-11 β 版 ver.6 では、“Disorders due to use of MDMA or related drugs, including MDA” という項目があります。この中の “MDMA or related drugs, including MDA” をどのように訳すかが悩ましいところです。直訳すれば、「MDA を含む MDMA 関連薬物」ですが、これでは、多くの精神科医には何のことかわからず、診断項目として役にたたないと思います。MDMA や MDA に共通した用語としては、デザイナー・ドラッグ (天然由来ではない、合成の幻覚薬) が最も適切と思われますが、一方で、ICD-11 β draft では、同じデザイナー・ドラッグのフェンシクリジンはケタミンとともに解離性薬物のカテゴリーに入っています。また、DSM-5 では、俗称ではあるもののエクスタシーという用語を MDMA と併記しています (MDMA/ecstasy)。以上のことから、以下のような翻訳が考えられます。翻訳の基本的姿勢は、学術的姿勢を維持しつつ、一般精神科医 (特に、依存が専門でない)、患者さん、国民にとって理解しやすい用語であることが求められます。

ここは、ぜひとも、薬学の先生方のお知恵を拝借いただければと思います。

.....

設問 4 ”MDMA or related drugs, including MDA” の訳について

- ① MDMA、MDA などのデザイナー・ドラッグ（合成幻覚薬）
- ② エクスタシーなどのデザイナー・ドラッグ（合成幻覚薬）
- ③ MDMA、MDA などのデザイナー・ドラッグ（幻覚薬関連物質）
- ④ エクスタシーなどのデザイナー・ドラッグ（幻覚薬関連物質）
- ⑤ その他（代替案： _____)

.....

5. ”Disorders due to psychoactive substances”、”Disorders due to non-psychoactive substances”を何と訳すか（重要）

日本精神神経学会の ICD-11 翻訳の基本方針によると、”disorder” は「症」と訳すとなっていますので、”Disorders due to use of XX” とか “Disorders due to XX use” であれば、「XX 使用症群」と訳せます。しかし、”Disorders due to psychoactive substances” や”Disorders due to non-psychoactive substances” のように ”Use” のない場合には「精神作用物質症群」あるいは「非精神作用物質症群」という変な日本語になってしまいます。とくに、「非精神作用物質症群」では、一目では何のことを言っているのかよくわからないと思います。一方で、アルコールには「アルコール症」という用語があります。しかし、覚醒剤症、大麻症、オピオイド症、ニコチン症などという用語はありません。

そこで、当 ICD-11 用語検討委員会では、わかりやすさ、使用しやすさを優先して、ここだけ、”disorders” を「症」ではなくて「疾患」と訳すことにして、「精神作用物質による疾患群」と「精神作用をもたない物質による疾患群」を第一候補としましたが、むずかしいところudur。ご意見をお待ちします。

.....

設問 5 ”Disorders due to psychoactive substances” の訳について

- ① 「精神作用物質による疾患群」、「精神作用をもたない物質による疾患群」
- ② 「精神作用物質による疾患群」、「非精神作用物質による疾患群」
- ③ 「精神作用物質症群」、「非精神作用物質症群」
- ④ その他（代替案： _____)

.....

6. ギャンブル症: オンライン使用について: “Gambling disorder, predominantly online”、
“Gambling disorder, predominantly offline” の訳について

“Gambling disorder, predominantly online” の訳は「ギャンブル症、おもにオンラインによる」で良いとして、“Gambling disorder, predominantly offline” の訳を直訳の「ギャンブル症、おもにオフラインによる」よりは、「ギャンブル症、おもにオンラインによらない」

のほうがわかりやすいと考えました。

設問 6 上記について

- ① 認める
- ② 認めない（代替案： _____)

7. 危険な使用：“Hazardous use of substance”、“Hazardous gaming”、“Hazardous gambling or betting” について

ICD-11 では、QE80, QE82, QE92, QE93 に”Hazardous XXX”（危険な・・・）という項目があります。

具体的には、

QE93 Hazardous gaming

XXX Hazardous substance use

QE80 Hazardous alcohol use

QE81 Hazardous drug use

QE81.1 Hazardous use of opioids

QE81.2 Hazardous use of cannabis

QE81.3 Hazardous use of sedatives, hypnotics or anxiolytics

QE81.4 Hazardous use of cocaine

QE81.5 Hazardous use of stimulants including amphetamines or . . .

.

.

.

QE82 Hazardous nicotine use

QE8Y Other specified hazardous substance use

QE8Z Hazardous substance use, unspecified

QE93 Hazardous gambling or betting

これをみてわかるように、基本的なコンセプトは「危険な使用」（おそらく問題使用者の意味で、“harmful use 有害な使用” よりも前の段階）というようなニュアンスと推察されます。したがって、物質、行動の違いはあっても、同じコンセプトなので、物質の場合には「XXX の危険な使用」、行動の場合には「ゲームの危険な使用」、「危険なギャンブル行為や賭け事」としました。

設問 7 物質の場合には「物質の危険な使用」、行動の場合には、“Hazardous gaming”を

